

解 説

石井 寛治

本資料は、1878年(明治11)に東京商法会議所という名前で創立された東京商工会議所が、2008年(平成20)に創立130周年を迎えた記念事業として、同所経済資料センターが所蔵する創立当初から高度経済成長期にかけての商工会議所に関する資料でマイクロフィルムに撮影済みのものの内、まず第Ⅰ期分として、東京商工会議所自体の関係資料をデジタル化して刊行し、広く内外の研究機関・研究者の要請に応えようとするものである。同会議所には、東アジアにおける日本人商工会議所に関する資料、および、国内各地の商工会議所と日本商工会議所に関する資料も多数所蔵されており、それらも第Ⅰ期分に統一して順次デジタル資料として刊行する予定である。

—

収録資料の説明に先立って、東京商工会議所の団体としての歴史的性格について簡単に述べておく必要がある。なぜならば、研究者の中にも東京商工会議所が、最初から主として東京という限定された地域の比較的小規模の商業者の利害団体として出発し、しだいに中小規模の工業家のメンバーが増えたために1928年(昭和3)に商業会議所という名称を商工会議所に改めたと誤解している人々が跡を絶たないからである。東京商工会議所は、欧米諸国との不平等条約の改正交渉において、国内世論のバックアップを必要とした政府の要請に応じて、当時第一国立銀行頭取であった渋沢栄一が、三井物産社長の益田孝、大倉組の大倉喜八郎らと協力し、1878年に任意団体・東京商法会議所として設立したものであった。

議員は「商業ヲ営ミ若クハ農工商ニ関係スルノ業ヲ営ミ、相応ノ家産ヲ有」するもので、議員の紹介により会議で決定した。東京商法会議所についての山口和雄氏の研究⁽¹⁾が示す創立時の議員51名の職業を調べると、商業22名、金融業12名、新聞・出版業5名、工業4名、取引所4名、海運業1名、農業1名、不明2名であり、商業と金融業が多いとはいえ、その中には貿易業者や銀行業者が多数含まれ、川崎造船所の川崎正蔵、三菱会社の岩崎弥太郎らを合わせると、大規模な近代的企業家の方がむしろ優勢であった。

東京に統一して大阪その他でも商法会議所が相次いで設立されたが、活動が本格化したのは、1890年に商業会議所条例が制定され、公法上の団体となってからであり、1902年の商業会議所法で経費の強制徴収権が認められると会議所の経済基盤は一段と

強化された。各地商業会議所は、政府からの諮問に答え、積極的に建議を行い、さまざまな調査を独自に行った。建議の中で注目されるのは、紡績連合会がインド綿糸との競争に打ち勝つための綿糸輸出税と綿花輸入税の撤廃運動にさいして商業会議所に協力を要請し、それを受けた東京商業会議所は1892年から繰り返し政府・議会に建議を行い、その実現に大いに尽力することによって、日本紡績業の確立と海外発展を推進したことである⁽²⁾。また、1899年に新商法が制定される過程で、東京商業会議所は、1894年の商業会議所連合会以降、株式会社に関する旧商法の免許主義は「無用ノ手数ト費用トヲ負担セシメ・・事業ヲ阻碍スル」として反対し、準則主義に変更すべきであるとの請願運動を先頭に立って推進し、それが効を奏して、準則主義が認められ、日本の株式会社制度は近代的な姿を整えたのであった⁽³⁾。さらに、1911年に公布された工場法の制定過程において、政府は紡績連合会や大日本蚕糸会といった関連業界の団体だけでなく、各地商業会議所に対しても、1898年案、1902年案、1909年案、1910年案について、それぞれ諮問し、商業会議所サイドからの意見を吸収すべく努めたことも注目されよう⁽⁴⁾。

東京商業会議所を中心とする各地の商業会議所は、このように経済界の実情を踏まえた請願や答申によって、政府の経済政策に大きな影響を与えたのであり、その活動範囲はきわめて広範であった。その結果として、商業会議所の見解は、時には政府の見解と鋭く対立した。とくに、1897年に国税となった営業税が、収益を無視した売上額などの外形標準課税であったことや、累進税率ではなく比例税率のために中小企業の負担がとくに重いことへの反対運動が持続的に行われ、日露戦後の軍備拡張を軸とする戦後経営のための営業税その他の租税負担の軽減を求める運動の高揚に対して、政府は1909年に商業会議所法を改正し、1916年まで経費の強制徴収制を廃止して、商業会議所の弱体化を図ったほどであった。もっとも、営業税をめぐる運動は、商業会議所と各地の同業組合等とでは足並みが揃わず、商業会議所の間にも意見が異なっていた。営業税反対運動の歴史を実証的に分析した江口圭一氏は、「商業会議所の消極性」を問題とされ、その原因は、「商業会議所は各地域のブルジョアジーの上層によって組織され、支配され、もっぱらブルジョアジーの上層の利害を代表する機関であった」ためだとしている⁽⁵⁾。ただし、こうした評価については、資本家団体を研究する竹内壮一氏は、「日露戦後の独占形成期にはいると財閥ブルジョアジーを中心とする独占ブルジョアジーと商業会議所に結集する中小ブルジョアジーとの間には必ずしも利害の一致がみられなくなってきた。これまで東京商業会議所を中心として、商業会議所の活動は大ブルジョアジーの利害をも反映していたが、選挙権資格や議員構成などの点から、東京商業会議所ですら独占ブルジョアジーの意志をそ

のまま反映しなくなってきた。とりわけ営業税問題を中心とする廃税運動に商業会議所が積極的に取り組み、この運動が政治的争点の一つとなるまでに高まると、廃税を強く要求する中小ブルジョアジーと国家財政に癪着した独占ブルジョアジーとの対立は深まっていった」⁽⁶⁾と指摘している。商業会議所の性格についての、かかる評価の違いは、商業会議所メンバーを少数の独占ブルジョアジーとの関係において見るか、それとも無数の都市小ブルジョアジーとの関係において見るかの違いから生ずると言つてよいが、それでは、商業会議所もメンバーはどのような階層からなっていたのであろうか。以下、1902年の商業会議所法施行にさして生じた選挙権者資格問題の検討を通じて考えてみよう⁽⁷⁾。

商業会議所の構成員としては、会員=議員を選出する母体となった有権者を考えることが適當であろう。今、『帝国統計年鑑』によって、その数を例示すると、第1表の通りである。

第1表 各地商業会議所有権者数

年末	東京	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	大垣	全国	会議所数
1891	1,197	0	627	2,112	3,913	547	396	0	10,547	15
1897	2,481	283	1,126	2,723	1,925	851	785	85	21,977	51
1903	2,595	506	4,572	4,257	5,826	4,313	820	335	47,874	54
1909	4,356	871	2,793	5,352	4,681	2,744	1,449	281	62,023	60
1915	3,429	661	3,426	3,814	3,511	1,100	801	295	42,038	60

(1) 『日本帝国統計年鑑』各回より作成。大阪の1903年の数値は前後の数値により訂正。

(2) 六大都市所在のものと、それ以外の日清戦前設立で最大の広島と最小の大垣を例示。

1891年当時は1万名そこそこに過ぎなかつた有権者は、会議所の増設に伴い増加して、1903年には全国で5万名近くに達し、さらに増え続ける勢いを見せている。なかには、大阪商業会議所のように、資格制限を所得税第5等（所得300円以上=所得税納入者全員）から、東京・横浜並に、第4等（所得1000円以上）に引き上げたために一時激減したところもあるが、その後再び増加している。名古屋や京都の有権者数が多いのは、所得税納入者であれば資格を認めたためであった。1902年の商業会議所法制定に伴い、農商務省は、個人有権者の資格について、営業税ないし所得税による制限を、東京（営業税40円以上、所得税30円以上）、大阪・横浜（同30円、20円）、京都・神戸・名古屋（同20円、15円）、その他（同10円、10円）とする省令を出したので、有権者が5分の1に激減することを恐れた京都商業会議所を先頭に各会議所による激しい反対運動が起つた。

第2表 営業税納入者数と商業会議所有権者数（1903年）

営業税額	東京・神奈川	大阪・京都 愛知・兵庫	その他(30)	その他(11)	計(47)
500円以上	43	62	21	5	131
100円以上	704	767	615	133	2,219
50円以上	1,509	1,729	2,378	414	6,030
30円以上	3,000	3,407	6,015	1,187	13,609
20円以上	4,193	5,677	10,289	1,925	22,084
10円以上	15,514	21,969	40,839	8,345	86,667
5円以上	25,349	41,949	93,515	19,846	180,659
5円未満	11,559	31,233	114,430	26,506	183,728
合計・A	61,871	106,793	268,102	58,361	495,127
有権者・B	(3)3,531	(8)20,968	(42)23,375	0	(53)47,874
B/A×100%	5.7	19.6	8.7	0	9.7

(1) 1903年度の『主税局統計年報書』および『日本帝国統計年鑑』より作成。

(2) 営業税は個人の分。その他と合計の（）は道府県数。

有権者数は地域内の会議所分を合計。Bの（）は会議所数を示す。

その勢いに押された農商務省は、遂に有権者の資格制限を各商業会議所の判断に委ねるという譲歩を行ったため、もっとも重要な営業税による資格制限について見ると、東京・横浜が省令通りとしたのに対して、大阪は半額の15円以上、京都・名古屋・神戸も半額の10円以上とし、その他も5円ないし7円を下限とすることとした。第2表は、有権者の圧倒的部分を占める営業税納入者の階層構成である。1902年の農商務省令は、東京・神奈川以外の有権者資格の下限を引き上げ、主として同表のゴチック部分の商工業者を会議所から締め出そうとする試みであったが、その試みは失敗に終わったのである。その結果、東京・横浜両会議所とその他四大都市の会議所、および諸地方都市の会議所のメンバーの大きな階層差が解消されずに残ることになった。

第一次世界大戦期を通ずる日本経済の変容に伴い、財閥系企業を中心とする大企業は、1917年設立の日本工業俱楽部や、1922年設立の日本経済連盟を活動の主要舞台とするようになり、商業会議所の主導権は、地域毎の中小企業に事実上移るようになった。それ故、1927年公布（翌28年施行）の商工会議所法は、工業家を包摂した画期ではなく、むしろ大企業家を排除した画期と見なすべきであろう。

以上の説明は、商業会議所が「官」と「民」の間を繋ぐ中間団体としても機能に着目したものであったが、商業会議所の機能はそれにとどまるものではない。経済情

報のセンターとして、いわば「民」と「民」を繋ぐことによって、経済活動の円滑化・効率化を図ることも大きな役割であった。須永徳武氏の論文⁽⁸⁾は、商業会議所が提供する情報財は公開性のものである限りでは価値が低いとされるが、個々の利用者にとってはコストが低いというメリットがあったことを指摘し、第一次世界大戦期に日本の対外貿易が急拡大したさいに、東京・名古屋・大阪商業会議所が、如何に海外と国内の経済情報を収集し流通させたかを『月報』の記事を手掛りに分析した。そのように商業会議所が独自に蓄積した情報が、政府への建議においても活用されていたことも指摘されている。同様な情報史の観点からの商業会議所の研究は、最近その数を増しており、それらを含めて、商業会議所の多面的な活動が、しだいに明らかにされつつある。全てを紹介する余裕はないので、必要ならば、松本貴典氏による研究史整理⁽⁹⁾などを参照されたい。

二

第Ⅰ期分のデジタル資料は、1878年の東京商法会議所創立から、1965年の高度経済成長の前半が終了するまでの1世紀近い期間における東京商業会議所自身の活動に関する資料群で、かつて同商工会議所がマイクロ撮影した資料が基本であるが、刊行委員会では目録作成過程で東京商工会議所の経済資料センターを訪れて、かつてのマイクロ撮影にさいして撮影し残した資料についての確認作業を行い、ある程度の補充撮影を行うことができた。それによって、同センターの保管資料については、ほぼ完全に本資料として採録できた。会議所の活動範囲が上述のように極めて広範囲に亘ってさまざまな資料があるため、それらを、資料の性格から、大きく三つのグループに分類した。

第一のグループは、1. 業務関係資料と2. 諮問・開申関係資料からなるグループである。1は、会議所の組織と事業に関する総括的な報告類と、官庁その他との往復書類であり、会議所の活動概要を把握することができる資料群である。「事業成績書」や「定款」は必ずしも揃っていないかったが、別の冊子に差し込まれているものを探して出来るだけ揃える努力をした。量的に多いのは1922年から1938年までの「主要問題処理記録」であり、目録に掲げられた冊子の表題だけからも会議所が関わった問題の多様さを知ることができる。1922年以前の業務処理については「雑要書類」として分厚い冊子が逐年残されているが、詳細目録は取る余裕がなかった。2は、会議所の最大の活動である政府への建議書・上申書の類である。これについては、1922年以降のものは一件ごとの詳細目録が出来ていたのに対して、東京商業会議所が最大の経済団体として経済政策全体に大きな影響力を發揮した1877年から1921年までのものについ

ては一件ごとの詳細目録が欠けていたので、資料に即して一件ごとの詳細目録800点余りを作成した。この当時の建議書・上申書には、表題が明記されていないものも多く、そのために詳細目録が作られなかったと思われるのであるが、内容を読んで適當な表題を括弧付きで示すことにした。なお、政府に提出された建議書・上申書の原本は、国立公文書館にあるはずで、本資料に収録されたものはその控えである。

第二のグループは、総会、役員会、委員会・部会からなる会議関係資料であり、第一グループの政府への建議・上申がなされる背後に、会議所内部でどのような議論がなされたかを知ることの出来る資料群である。比較的良く残っているが、1910年から1921年にかけての時期のものが、何故か欠けている。1923年の関東大震災に際しても、東京商業会議所の建物は災禍を免れ、会議所関係者はそこを本拠にして緊急救援活動を行ったと言われるから¹⁰、震災で焼失したのではなさそうである。考えられるのは、1923年に刊行された『東京商業会議所史』の執筆のために直前の時期の記録が建物外へ持ち出され、震災で焼失したということであるが、いずれにせよ確かなことは分からぬ。第一次世界大戦期を中心とするこの時期に、会議所が盛んに活動していたことは、第一グループの資料から充分窺うことが出来るが、内部での議論を知りうる資料が乏しいのは残念である。もっとも、1907年から1921年まで欠けていた「役員會議要録」については、「役員会決議録」なる文書が、内容的には「役員會議要録」を訂正・淨書したものと思われるので、1916年から1921年にかけては、それをもって補充した。会議関係資料は、議事の明細まで目録に掲載していないもののがかなり多い。ここでは、1891年から1905年までの448回の「委員會議要録」について、内容を読んで会議題目を示す作業を行なった。この資料と、第一グループの建議書・上申書を照合することによって、当時の会議所の内部討論と対外主張の関係を明らかにすることができよう。

第三のグループは、4. 調査・統計関係資料、5. 機関誌関係資料、6. その他、からなる資料群で、会議所における議論の基礎にどのような事実認識があったかを知ることが出来るものであり、さまざまな経済問題の実態についてのデータとしても利用価値が高いと思われる。例えば、東京商法会議所や東京商工会による市場調査、あるいは初期の東京商業会議所が編纂した「商業慣例調」は、江戸時代末期にまで遡っての調査であり、歴史資料として有用であろう。ただし、この「商事慣例調」は、農商務省が1887年から1889年にかけて道府県知事に命じて行わせた函館・東京・京都・大阪・神戸・長崎・新潟・名古屋・赤間関の調査結果を東京商業会議所において編纂したもので、東京府における調査結果は、東京都公文書館（旧都政史料館）に所蔵されており、1957年に『維新前東京諸問屋商事慣例』というガリ版刷りの形で都政史料

館から刊行されている。また、第二次世界大戦後については、統計類が目録の分類上は皆無であるが、第二グループの役員会の常議員会の記録の中に、差込資料として、『職種別賃金調査結果表』、『東京都卸売物価調査』、『東京小売物価調査』などが見受けられ、月刊ないし隔月刊に刊行されていたようである。機関誌については、若干の欠号があったが、かつて刊行されたマイクロフィルム『本邦商業会議所資料』などから補充した結果、ほぼ揃えることができた。

以上、本資料の概要について解説したが、編纂にさいして全ての資料の内容まで点検することは到底不可能であった。冊子の中には、数百コマのものが、詳細目録抜きの形で多々含まれている。その意味では、この目録自体がはなはだ不十分なものであることは認めざるをえないが、一日も早く資料の全面公開を進めるために、最低限の詳細目録作りで満足しなければならなかった。詳細目録の作成という地道な仕事は、主として刊行委員会の幸野保典氏が担当して下さった。最後に、本資料を構成する三つの資料グループには、同じ時期の資料が、それぞれの分類に沿って別々に収録されているので、利用にさいしては、資料相互の付き合わせによって分析を深めて下さるようお願いしたい。

(注)

- (1) 山口和雄「明治十年代の『資本家』団体」（同『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、所収）。
- (2) 山口和雄「明治後期の貿易政策」（通商産業省編『商工政策史 第5巻 貿易（上）』商工政策史刊行会、1965年、所収）。
- (3) 三和良一「商法制定と東京商業会議所」（同『日本近代の経済政策史的研究』日本経済評論社、2002年、所収）。
- (4) 石井寛治「工場法成立過程の一断面」（高橋幸八郎・安藤良雄・近藤晃編『市民社会の経済構造』有斐閣、1972年、所収）。
- (5) 江口圭一『都市小ブルジョア運動の研究』未来社、1976年。
- (6) 竹内壯一「独占ブルジョアジー」（石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ（下）大正・昭和』有斐閣、1977年、所収）。
- (7) 石井寛治「解題『商業会議所報告』」（商品流通史研究会編『近代日本商品流通史資料』第6巻、日本経済評論社、1979年、所収）。諸会社の扱いについては、ここでは省略するので、必要ならば、上記石井「解題」を参照されたい。
- (8) 須永徳武「商業会議所のアジア経済情報ネットワーク」（波形昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997年、所収）。
- (9) 松本貴典「工業化過程における中間組織の役割」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年、所収）。
- (10) 『東京商工会議所八十五年史』東京商工会議所、1966年。